

【確認測定：受託分析項目の一例】*

アイ エオ順	化学物質名	CAS 登録番号
ア	アクリル酸エチル	140-88-5
	アクリル酸メチル	96-33-3
	アセトニトリル	75-05-8
イ	イソホロン	78-59-1
	イプシロン-カプロラクタム	105-60-2
エ	2-エチルヘキサン酸	149-57-5
	エチレングリコール	107-21-1
	エピクロロヒドリン	106-89-8
	塩化アリル	107-05-1
キ	キシリジン	87-59-2
		87-62-7
		95-64-7
		95-68-1
		95-78-3
		108-69-0
		1300-73-8
ク	クメン	98-82-8
	グルタルアルデヒド	111-30-8
サ	酢酸ビニル	108-05-4
シ	ジエタノールアミン	111-42-2
	ジエチルケトン	96-22-0
	1,3-ジクロロプロペン	542-75-6
	2,6-ジ-ターシャリーブチル-4-クレゾール	128-37-0
	しょう脳	76-22-2
タ	タリウム	7440-28-0
テ	テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チラウム)	137-26-8
ニ	ニッケル	7440-02-0
	ニトロベンゼン	98-95-3
ハ	パラ-ジクロロベンゼン	106-46-7
	パラ-ターシャリーブチルトルエン	98-51-1
ヒ	ヒドラジン	302-01-2
	ヒドロキノン	123-31-9
	ビフェニル	92-52-4
	ピリジン	110-86-1
フ	フルフリルアルコール	98-00-0
	1-ブロモプロパン	106-94-5
メ	メタクリロニトリル	126-98-7
	メチル-ターシャリーブチルエーテル (別名MTBE)	1634-04-4

*上記表は、「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」(改正 令和6年5月8日 技術上の指針公示第26号)に基づく確認測定等に関する非生体試料分析に対応しています。